

2023年11月市会本会議代表質問

中村まり（南区）

南区選出の中村まりでございます。4月に行われました統一地方選挙におきまして、多くの熱い応援を賜り初当選させて頂きました。生まれ育った大好きな南区の中を、この7か月多くの声を聞かせていただきながら課題解決に向けて懸命に走ってまいりました。

未だ戦火と争いの絶えない世相ですが、人間主義と平和主義の理念を貫き、「大衆とともに」との立党精神を胸に徹して市民の皆様に寄り添い、また女性の視点、生活者の目線を大切に、懸命に邁進してまいりたい決意でございます。

吉田孝雄議員に引き続き、公明党京都市会議員団を代表し質問いたします。市長並びに関係理事者におかれましては、誠意あるご答弁をお願い致します。

【認知症施策について】

まず初めに、認知症と共に生きる共生社会の実現についてお尋ねします。わが国では2025年には65歳以上の5人に1人が認知症になると見込まれます。そのような中、本年6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。

公明党は、2015年に国会で基本法制定の必要性を主張して以降、基本法の成立に向けて全力で取り組んできました。この法律を、認知症介護研究・研修東京センターの永田副センター長は「認知症になっても尊厳と希望を持って暮らせるという人権重視の新しい認知症観を導く法律であり非常に画期的だ」と評価しておられます。

基本法で市町村には推進計画を策定する努力義務が課されていますが、本市においては法施行前に来年度からを期間とする「第9期京都市民長寿すこやかプラン」の策定に合わせて京都市認知症施策推進計画の策定に向けた取り組みが進められています。また、基本法では計画案の策定にあたって、あらかじめ認知症の人や家族の意見を聞くよう努力義務が課されています。

専門家の間では「認知症には特別なサービスが必要」との見解が強いといわれますが、当事者の声を聴くと「特別扱いしないでほしい」「同じ人間として支

援を受けて生きていきたい」との声が少なくない事もあり本人の声を聴くことが何より重要です。

本市においては計画策定にあたり本人ミーティングや家族ミーティングを開催されていますが、策定後においても引き続き定期的に本人や家族の意見を聞く場を持つべきと考えます。

また、基本法のタイトルに「共生」とありますが認知症になっても意欲や自信をもって自立して社会・地域で活躍できる環境の充実が重要になってきます。本市のミーティングの中でも、認知症本人の方から「本人の生き生きした姿や声を発信していくことが社会を変えていくと思う」「何か人のお役に立てることがしたい。それが見つかればすごく生きがいのから」また「若年性認知症の人は、まだまだ働ける方、意欲のある方も多い」などの声が寄せられました。

認知症の方が働けるデイサービスが全国で広がりを見せる中、若年性認知症の当事者がデイサービス事業を経営し、認知症の方も含めた利用者が生き生きと働く事例も生まれています。当事者本人の発信や、自身の思いがかなえられるということは認知症への理解を促進するとともに、誰もが認知症と向き合う可能性のある社会を迎えるにあたり多くの人に希望と勇気を与えることになると思います。

そこでお尋ねいたします。認知症の人本人による発信や社会参加への取り組みはまだまだ緒に就いたばかりと認識しておりますが、今後、これらの取り組みへの支援を充実すべきと考えますがいかがでしょうか。

【ケアラー支援について】

次にケアラー支援の充実についてお尋ねします。90歳を越えても元気にしていた義父が肺炎で入院、治療を終え退院した時には要介護5で、その日から義母も含めて私は約10年間に及ぶ在宅介護をいたしました。何もわからないまま始まった介護生活ですが、ケアマネジャーをはじめ多くの方のお世話になり、本当に感謝しております。

2025年には人口ボリュームの多い団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、介護を必要とする要介護者の割合が急速に増えると思われれます。いつ親の介護が始まってもおかしくない大介護時代の到来とも言われております。

日本では、家族介護者は全国で約 653 万人と国民のおよそ 20 人に 1 人に上ります。子どもの介護者ヤングケアラーへの取り組みが進みつつありますが、最近ではビジネスケアラーという言葉をよく聞くようになりました。

「ビジネスケアラー」とは「働きながら介護する人」という意味です。総務省の昨年の調査によりますと介護をしながら働く人はおよそ 365 万人。「介護離職」をする人は年間およそ 10 万 6000 人に上っています。介護を理由に正社員から離職した人の約半数が誰にも相談せずに離職を決断しているとの調査結果もあり、ここで離職の理由とされている事は介護サービスに関する知識があればかなりの程度解決できてしまうと指摘する識者もあります。

誰にも言えずに介護と仕事の両立に悩んでいる人が多くおられる中、介護者に必要な情報が届くことは当然として、より一層の介護者を支援する取り組みが求められると感じます。厚生労働省も本年 7 月、介護保険事業計画の基本指針で家族介護者への支援を強化する方針を示しています。

そのような中、日常生活において支援を必要としている人を無償で介護、看護、世話等を行ういわゆる「ケアラー」を一家庭の問題ではなく社会問題として認識しケアラーを社会全体で支えていくために「ケアラー支援条例」を制定する自治体が増えてきています。

京都でも「男性介護者と支援者の全国ネットワーク」事務局長を務める立命館大学の津止正敏教授など、京都を拠点に多様なケアに取り組む当事者団体らで構成される京都ケアラーネットが、介護しながらも自分らしい人生を送れる社会を目指しケアラー支援条例制定に向けた取組を進められています。

また、介護者へのメッセージや介護体験の事例をはじめ、介護者自身の健康に目が向くような記述を盛り込むなど介護者自身を支援する内容が充実したケアラー手帳を配布している自治体もあります。

私自身 10 年に及ぶ家族の介護の中で、孤独感に陥って辛かったこともありました。そんな時、愛読する新聞に定期的に介護に対するテーマ投稿のページがあり、そこに掲載されている赤裸々な体験やホンネの悩みを読むたびに心が軽くなりました。ある意味、私にとっては最高の寄り添い支援でした。また、訪問看護師さんやご近所の方から体調を気遣いかけて頂く言葉が心の支えになりました。

そこで、お尋ねいたします。京都市においても「ケアラー支援条例」を制定し、ケアラー自身に向けた情報発信の充実などケアラー支援に積極的に取り組むべきと思いますが、いかがでしょうか。

【視覚障がい者への防災情報の提供について】

次に、視覚障がい者への防災情報提供の充実についてお聞きします。2011年の東日本大震災では避難の呼びかけが聞こえない、聞こえても目が見えない、足が不自由な人は自力では逃げられないといった状況の中で、命を落とされた障がい者が多く障がい者の死亡率は住民全体と比べ約2倍に上ったとのデータもあります。

命を守ることができても、避難所では目が見えず重要な張り紙情報があることすらわからない、アナウンスが聞こえず食料などの配給が受けられないといった不便を強いられました。これらのことを教訓に突き付けられた厳しい現実が契機となり、2022年5月「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が成立しました。

東日本大震災以降の国内における様々な災害を経て、障がい者と防災については個別避難計画や避難所での配慮など一定の取り組みが進んでいると認識しておりますが、この法律を契機として障がいのある方の命を守る対策を加速しなければなりません。

防災を考える時にハザードマップを活用して、自宅などの危険性を確認される方が多いと思いますが、視覚障がいの方は地図情報の確認が非常に困難な状況であります。

しかし水防法第15条で市町村にはハザードマップ等を配布するなど必要な処置を講ずることが義務化されており、障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念に、障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする事と定められていることなどを考えると、視覚障がい者の方にもハザードマップ情報が伝わるよう取り組みを進めていただかななくてはなりません。

現在では、情報技術の進歩により、スマホでハザードマップの地図情報を音声情報化することが可能になっており、その仕組みにより、事前の災害情報の

取得のみならず災害発生時に必要な情報や避難につながる情報を得ることも可能と言います。更に、この仕組みの多言語化により、日本語を母語としない方の防災力向上も期待されます。

そこでお尋ねします。音声を活用したハザードマップの導入も含めて、視覚障がい者の方が防災情報にアクセスしやすい環境作りを進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

【パートナーシップ宣誓制度について】

最後に、パートナーシップ宣誓制度についてお聞きいたします。先日、京都駅前で開催されたLGBT等の性的少数者に関する啓発イベントに私も参加いたしました。多くの方が来場されており、終始会場は活気にあふれ、笑顔があふれていました。

通りすがりの観光客の方々もトークショーに耳を傾けておられたように思います。改めて、自治体が関わって、啓発の機会を設ける必要性を実感いたしました。こういった取組はぜひ続けていただきたいと思います。

また、LGBT当事者の生きづらさの解消に向けて、市として当事者のカップルを応援する京都市パートナーシップ宣誓制度の取組は非常に重要だと思っています。この制度は、双方又はいずれか一方が性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを市長に宣誓し、市長が受領書等を交付するものです。

我が会派の湯浅光彦議員が質問を重ねる中2020年9月からスタートし本年11月の時点で147組の方が利用されております。制度開始以降LGBT等に対する人権の取り組みが広がりつつあると認識しています。

本市のパートナーシップ宣誓制度においては、当初は転居により京都市の住民でなくなると宣誓書を返し、転居後の自治体で改めて手続きをする必要がありました。現在は京都府内の4都市との間において相互連携ができており、これらの都市間で転居する場合、手続きが一部省略できる場合があります。

本年5月の文教はぐくみ委員会において、わが党の青野仁志議員から質問した際には、府外の他都市の複数の自治体から連携の申入れが入っており、府県の枠組みを超えた連携に向けて協議を進めていくとの答弁がありました。その

後の協議の進捗はいかがでしょうか。

また、全国に目を向けると、カップルのみならず同居する子どもや親も家族として認めるファミリーシップ宣誓制度を導入する自治体が増えてきております。その背景には、パートナーの子どもの保育園等の送り迎えや医療機関で病状説明を受ける際などに支障がある場合があると言います。

ある記事で、ファミリーシップ宣誓制度を利用して公に家族として認められた事が一番嬉しかったと語られていたのが大変印象的で、当事者の生きづらさを少しでも解消し、多様な家族の在り方を尊重する大切な取り組みであると実感しています。

そこでお尋ねいたします。今後、パートナーシップ宣誓制度において府外も含めて他都市との連携を更に進めるとともに、パートナーの子や親も含めたファミリーシップ制度へと充実を図っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

以上で私の質問を終わります。ご清聴誠にありがとうございました